

年 月 日

身延町長 様

住所.....

氏名.....㊟

「空き家・土地バンク」物件登録申込書

このことについて、身延町空き家・土地情報登録制度「空き家・土地バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、次のとおり空き家・土地バンクへの物件登録を申し込みます。

- 1 契約交渉について、次の方法を選択します。  
(※ どちらかにチェックを入れてください。)
  - 直接型  
契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
  - 間接型  
契約交渉に関わる全てについて、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会へ仲介を依頼します。併せて、同協会への情報提供を承諾します。
- 2 登録内容は、別紙「空き家・土地バンク」物件登録カード(様式第 2 号又は様式第 2 号の 2)のとおりです。

<添付書類>

- ・ 本人確認書類 (運転免許証又は健康保険証等の写し)
- ・ 登記事項証明書

(注) 1 身延町では、情報の紹介や必要な連絡調整等のみを行い、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。仲介を希望される方は、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)への依頼をお勧めします。なお、宅建協会へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。

また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、当事者間で責任をもって解決をお願いします。

- 2 申込み時に記載された個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定の趣旨に基づき、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

承 諾 書

身延町長 様

私は、身延町空き家・土地情報登録制度「空き家・土地バンク」への申し込みによる不動産売買契約、土地建物賃貸借契約にあたり、身延町は契約に関する紛争について一切関与しないことを確認した上で、契約を行うことを承諾いたします。

身延町空き家・土地情報登録制度「空き家・土地バンク」設置要綱抜粋  
(物件登録者と利用申込者の交渉等)

第12条 町長は、物件登録者と利用申込者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印